市議会定例会開催のお知らせ

平成21年第一回福生市議会定例会は、3月3日(火)から30日(月)までの予定です。

本会議及び常任委員会は午前10時、予算審査特別委員会は午前9時開会を予定しています。ぜひ、傍聴にお出掛けください。

また、本会議のライブ映像及び録画映像をインターネットで配信しています。市ホームページから、福生市議会→「インターネット中継」にアクセスして、ご覧ください。

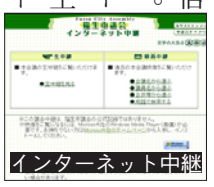

インターネット中継

問合せ議会事務局庶務係☎551・1523

第7回基本構想審議会を開催します

日時3月2日(月)午後2時～

場所市役所第二棟4階第1委員会室

問合せ企画調整課企画調整担当☎551・1528

安全安心まちづくり条例骨子(案)に関する意見の概要と市の考え方について公表しています

1月16日から30日に安全安心まちづくり条例骨子(案)に対する意見募集を行ないましたが、皆さんからいただいた意見の概要と市の考え方を、市ホームページ、市役所1階情報コーナー、安全安心まちづくり課窓口で、2月28日(土)まで公表しています。

問合せ安全安心まちづくり課地域安全係☎551・1691

「安全安心まちづくり市民ひろば」にご参加ください

市では月に1回程度、防犯、交通、消防、町会・自治会、PTA関係者などさまざまな方が集まって「安全で安心して生活できるまちづくり」について、話し合いや情報交換、また、開催場所周辺の防犯パトロールを行なっています。

市内在住・在勤の方でしたらどなたでも参加できます。ぜひご参加ください。

次回開催日時2月24日(火)午後7時～9時

場所さくら会館2階第4集会室

問合せ安全安心まちづくり課地域安全係☎551・1691

福生消防署から春の火災予防運動のお知らせ

火災が発生しやすい時期を迎えるに当たり、市民一人ひとりの火災予防意識を高め、火災の発生を防止するために「春の火災予防運動」を実施します。

実施期間3月1日(日)～7日(土)

防火標語

「備えよう　防火の心と　住警器」【作者・清野州永氏(世田谷区)】※住警器＝住宅用火災警報器

住宅火災による死者の発生防止対策

住宅防火　いのちを守る7つのポイント―3つの習慣・4つの対策―

3つの習慣

1 寝たばこは、絶対やめる

2 ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する

3 ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

4つの対策

①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する

②寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する

③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する

④お年寄りや身体の不自由な方を守るために、隣近所との協力体制をつくる

行事

消防ふれあい広場

小学校低学年の児童、幼稚園・保育園児及びその保護者の皆さんを対象に、楽しみながら防災体験できるイベントです。

日時2月28日(土)午前10時～午後3時(入場無料)

場所福生消防署瑞穂出張所(瑞穂町箱根ヶ崎2353番地)

内容ミニ防火衣の試着・起震車による地震体験・煙体験ハウス・応急救護体験コーナー・ミニSL体験乗車・おしるこコーナー

問合せ福生消防署予防課防火査察係☎552・0119

子育てに関するアンケート調査にご協力を！

子育て支援策の見直しのため、小学3年生までの児童1,800人を無作為で抽出し、アンケート調査票を送付しました。ご協力をお願いします。

問合せ子ども育成課子ども育成係☎551・1733

3月の無料相談

問合せ秘書広報課広報広聴係☎551・1568※休日・祝日を除く

相談内容	期日	時間	場所	備考
人権身の上相談・行政相談	4日(水)	午後1時30分～4時30分	市役所1階第1相談室	予約制、先着6人(1人30分)※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	5日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	10日(火)			
法律相談	6日(金)・11日(水)18日(水)・25日(水)			予約制、先着6人(1人30分)※相談日6日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
交通事故相談	19日(木)			予約制、先着6人(1人30分)※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は東京都都民の声課☎03・5320・7733へ。
税務相談				
少年相談	13日(金)	午前9時～午後4時30分		予約制、秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は警視庁八王子少年センター☎042・642・1677へ。
介護保険相談	毎週火～金曜日	午前9時～午後4時	市役所1階介護福祉課	介護福祉課介護保険係☎551・1764
子ども相談	毎週火～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター(福祉センター2階)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。☎539・2555
消費者相談	毎週月・木曜日	午前10時～正午午後1時～4時	市役所第二棟2階第2相談室	地域振興課☎551・1699
心配ごと相談	毎週水曜日	午後1時～3時	福祉センター	社会福祉協議会☎552・2121
金融相談	12日(木)	午後1時30分～3時30分	商工会館1階相談室	商工会☎551・2927※対象は市内の小規模事業者

そのほかの相談市政・市民相談、国民年金相談、母子・寡婦相談、健康相談、育児相談、体力スポーツ相談(☎551・1511市役所代表)、心の相談、成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談(☎552・2121福祉センター)、教育相談(直通☎551・7700)

※予約開始日が土・日曜・祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

▼地上デジタル放送への完全移行について▲

2011年7月24日にアナログテレビ放送が終了し、地上デジタル放送に切り替わります。地上デジタル放送を見るための準備としてアンテナ、受信機器の確認をお願いします。

問合せ総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター☎0570・07・0101【受付】午前9時～午後9時(土・日曜・祝日は午後6時まで)

1 アンテナの確認

	状況	対応方法	相談先
1	戸建て住宅などでUHFアンテナがある場合	調整や交換が必要な場合があります。	アンテナ調整・交換、室内配線の改修、ブースター等の機器交換には費用がかかります。お近くの電器店、家電販売店などにお問い合わせください。
2	戸建て住宅などでVHFアンテナがある場合	UHFアンテナを新たに設置する必要があります。	
3	集合住宅(マンション、アパート等含む)で共同受信アンテナがある	改修工事が必要になる場合があります。	建物の所有者、管理組合などにお問い合わせください。
4	受信障害対策共聴設備を利用している	受信障害が改善されることが見込まれています。直接受信が可能で個別受信する場合は、UHFアンテナを設置する必要があります。	共聴設備の管理者に問い合わせてください。個別アンテナでの受信確認はお近くの電器店などにお問い合わせください。
5	ケーブルテレビを利用しているまたは利用したい	アンテナを個別に設置する必要はありません。	住んでいる地域のケーブルテレビ会社にお問い合わせください。

2 受信機器の確認

	状況	対応方法	相談先
1	新しくテレビを買い換えたい	地上デジタル放送対応のテレビを購入する必要があります。	お近くの電器店、家電販売店などにお問い合わせください。
2	今使っているテレビを引き続き使いたい	地上デジタルチューナーか地上デジタルチューナー内蔵録画機器等を購入し、今使っているテレビに接続する必要があります。	
3	ケーブルテレビを利用している、または利用したい	ケーブルテレビの方式により必要な機器が異なります。	住んでいる地域のケーブルテレビ会社にお問い合わせください。

悪質商法にご注意を！

行政機関等を名乗り、不正な請求をする例がおきています。疑わしい工事の勧誘や、身に覚えのない代金の請求を受けた場合はご相談ください。

問合せ福生警察署電話☎551・0110、福生市消費者相談室☎551・1511(市役所代表)

1月の横田基地飛行回数

問合せ環境課環境係

測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	飛行回数	前年同月比	飛行回数	前年同月比
飛行総数	1037	43	303	104
昼間(午前7時～午後7時)	779	7	206	72
夕刻(午後7時～10時)	237	29	95	30
夜間(午後10時～午前7時)	21	7	2	2
最高音圧レベル(デシベル)	118	6	97	-1

■防災行政無線による火災や迷い人の放送内容の確認は、こちらの専用番号☎539・2061、539・2062へ。